

# 栃木県環境マネジメントシステム外部評価委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 栃木県環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の運用について、専門的かつ客観的な評価を行うため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) EMSの取組状況について、評価すること。
- (2) EMSの継続的改善に資するため、改善提案をすること。
- (3) その他EMSの推進に関し助言を行うこと。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員3名で構成する。

- 2 委員は、環境マネジメントシステム等についての専門知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、栃木県環境森林部地球温暖化対策課において処理する。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。